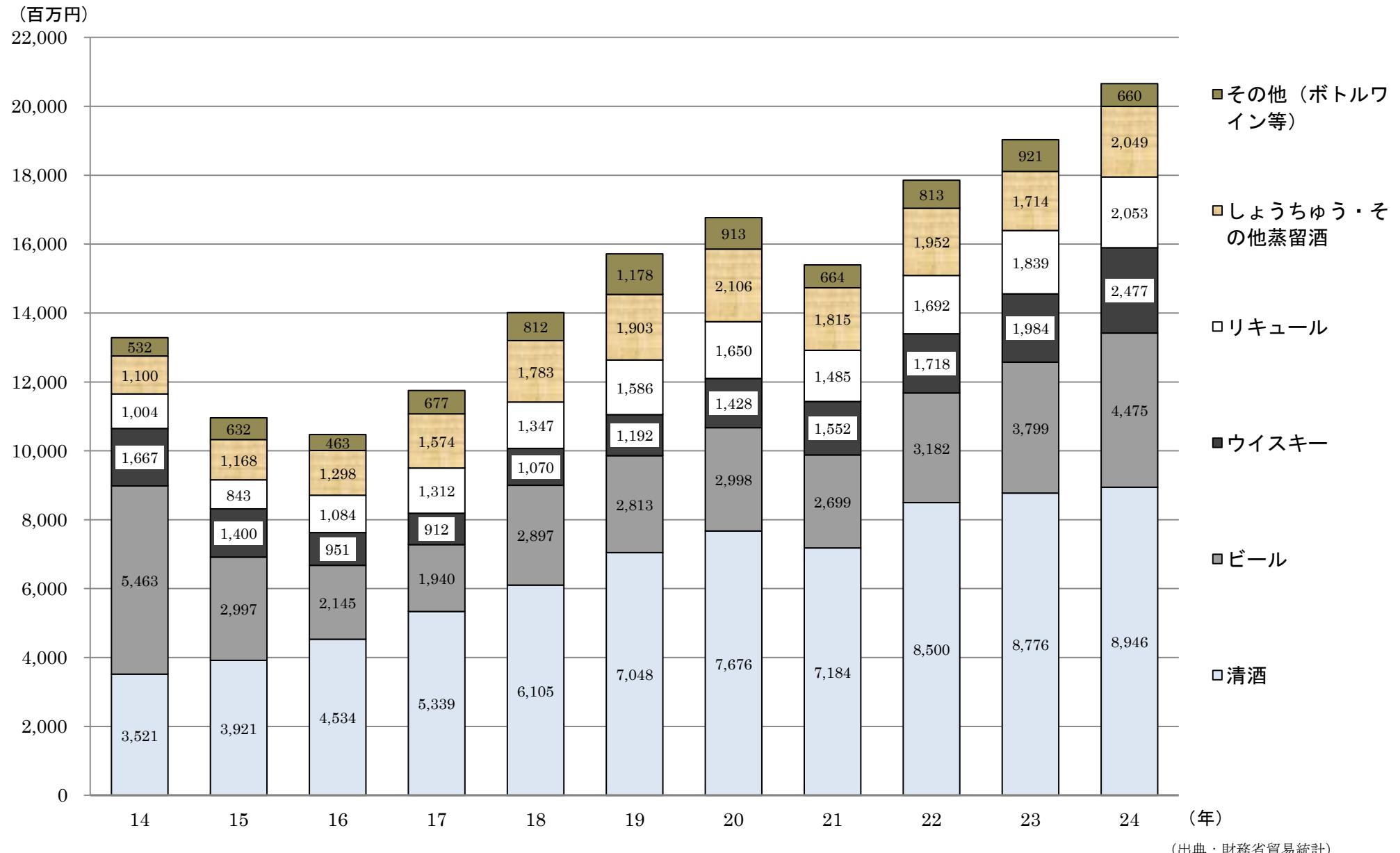


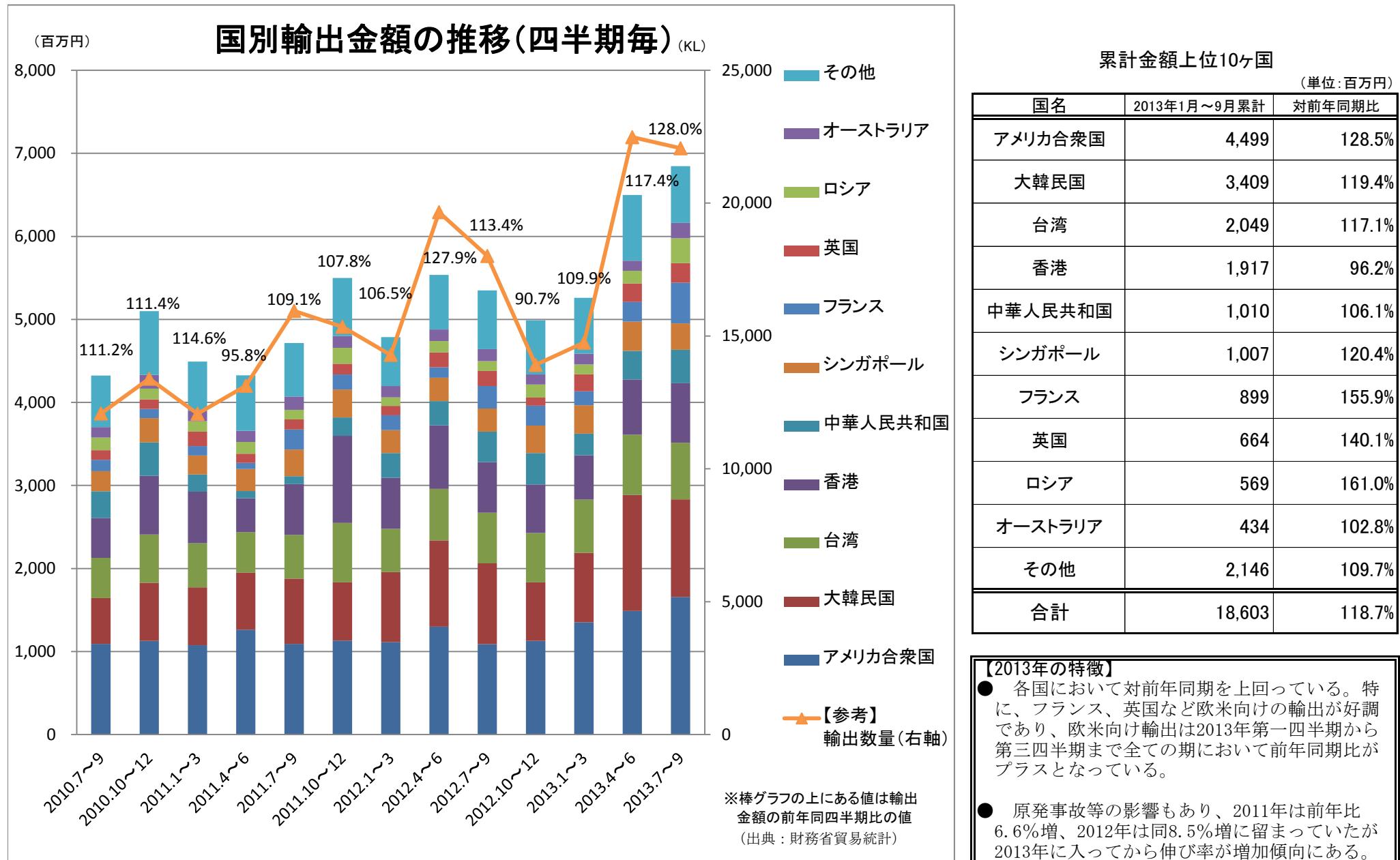
日本産酒類の輸出環境整備に関する 最近の取組

平成 25 年 11 月 21 日
国 税 庁

酒類の輸出金額の推移

- 酒類の輸出金額は近年増加傾向（10年前の約1.5倍。清酒については約2.5倍となっている。）





輸出金額の増減の状況

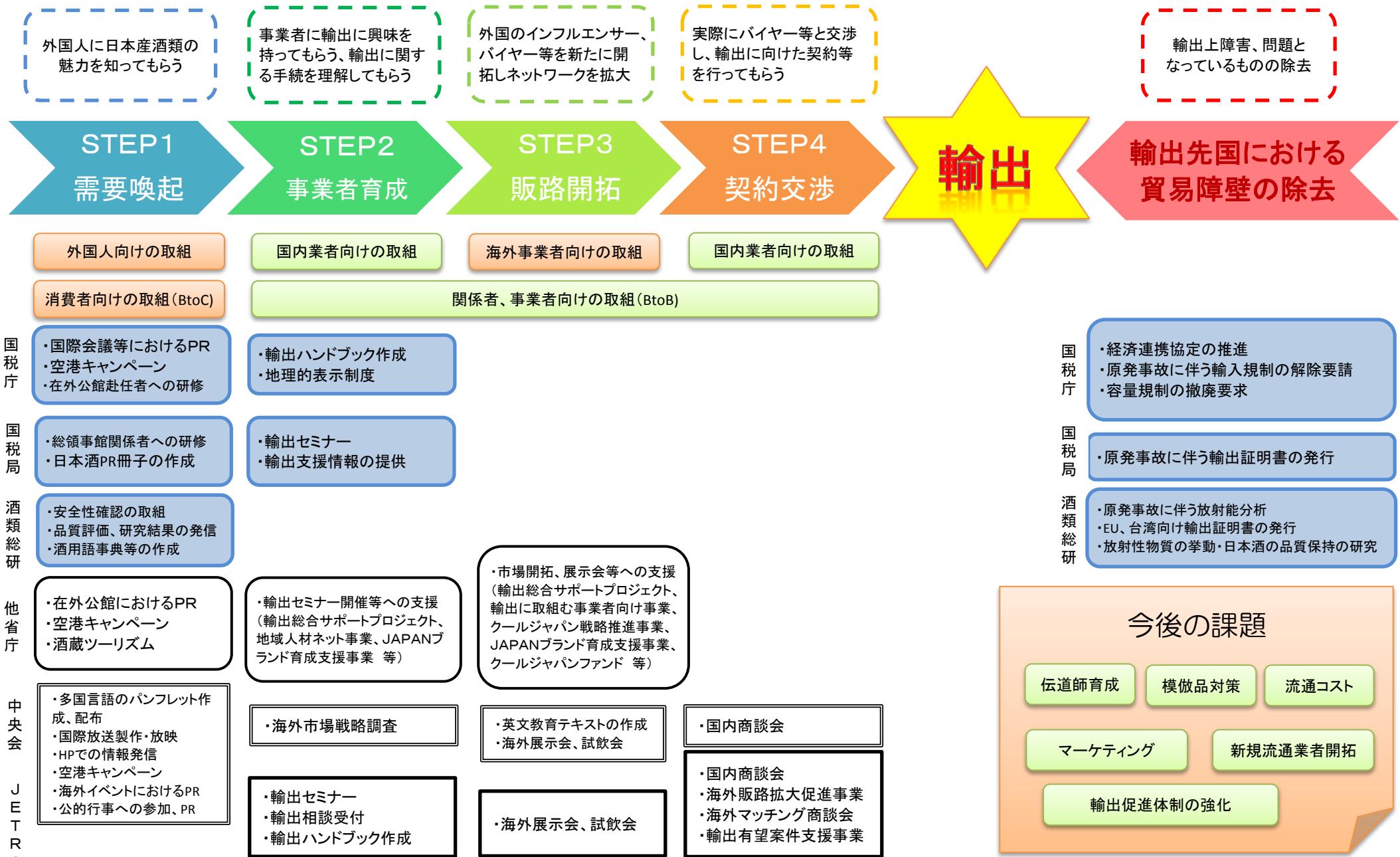
上段: 輸出先国
下段: 増減金額(千円)
カッコ内: 対前年同期比%

	全体	増加国（上位3カ国）			減少国（上位2カ国）	
清 酒	—	アメリカ合衆国	大韓民国	中華人民共和国	香港	オーストラリア
	916,933 (113.8%)	507,177 (120.9%)	134,728 (116.1%)	64,345 (120.7%)	▲15,813 (98.7%)	▲13,011 (91.8%)
ビール	—	大韓民国	シンガポール	アメリカ合衆国	香港	ロシア
	609,291 (116.8%)	414,182 (121.6%)	69,399 (135.5%)	50,915 (116.9%)	▲52,318 (71.0%)	▲10,378 (95.2%)
ウイスキー	—	アメリカ合衆国	フランス	ロシア	香港	大韓民国
	1,222,244 (165.3%)	298,561 (326.7%)	297,874 (159.9%)	180,798 (266.6%)	▲16,336 (73.2%)	▲4,620 (74.5%)
リキュール	—	台湾	アメリカ合衆国	シンガポール	オーストラリア	フランス
	301,224 (120.2%)	92,533 (121.3%)	59,271 (123.3%)	58,510 (142.3%)	▲39,818 (61.5%)	▲367 (92.9%)
しおちゅう	—	アメリカ合衆国	オーストラリア	—	中華人民共和国	香港
	▲48,260 (96.3%)	37,177 (117.3%)	897 (118.4%)	—	▲82,135 (79.9%)	▲19,062 (91.0%)

(出典: 財務省貿易統計)

※本資料は平成25年1月から9月までの輸出金額の合計額上位10カ国中、対前年同期比輸出金額の増加国、減少国を示している。

輸出までのステップと現在の取組



日本産酒類の輸出環境整備に関する最近の取組

1. 酒類業界への支援

- 酒類業関係団体との意見交換
- 酒類製造者等に対する輸出セミナーの開催
- 酒類製造者等に対する輸出支援情報の提供
- JETRO と共同で酒類製造者等向けの輸出ハンドブックを作成
- 日本酒造組合中央会における取組についての助言
 - ・ 日本酒造組合中央会は推進会議を立ち上げ、各種輸出促進方策に取り組んでいる。

2. 貿易障壁の撤廃・緩和に向けた働きかけ

- 東日本大震災後に導入された輸入規制の解除へ向けた働きかけ
 - ・ 国税庁及び（独）酒類総合研究所が実施した酒類等の放射性物質に係る分析結果並びに（独）酒類総合研究所の研究結果を科学的な説得材料として活用し、外務省等と連携して各国に働きかけ
⇒ EU：規制解除（24年10月）
ブラジル：福島県産を除く規制解除（24年12月）
マレーシア：規制解除（25年3月）
ロシア：6都県産酒類に対する輸入停止措置の解除（25年4月）
 - ・ 今後も引き続き、輸入規制等の状況に応じ、関係府省との連携により、規制の解除・緩和に向けた働きかけを実施
- 米国、EUにおける蒸留酒の容量規制の見直しに向けた働きかけ

3. 国際イベント等への対応

- 各種国際会議等での日本産酒類の提供支援等
 - ・ サマーダボス会議ジャパンナイト（大連；25年9月）に国税庁職員を派遣
- 日本産酒類関連イベント等に関する在外公館への協力（講師派遣）
 - ・ Enjoy Washoku Reception（ロシア；25年4月）
 - ・ 酿造技術者等に対する日本酒セミナー（ドイツ；25年5月）
 - ・ 政府関係者等に対する日本酒セミナー（ポルトガル・スペイン；25年7月）
 - ・ 飲食業界関係者等に対する日本産酒類セミナー（オーストラリア；25年7月）
- 主要国際空港における日本産酒類キャンペーンの後援



4. 関係府省等との連携強化

- 各地域において、国税局と地方自治体・各省出先機関等を構成員とした輸出促進連絡会議を開催
- 外務省からの依頼を受け、在外公館へ赴任する大使等を対象とした日本酒に関する研修へ、国税庁より講師を派遣

